

# 島原特別支援学校における教育相談について

## ◎ 特別支援学校の教育相談の目的は「学校支援」です。

○個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成に関する助言などを行うことが主な目的です。

- ・特別な配慮が必要な児童生徒への指導に関する助言等を行います。
- ・各学校等における特別支援教育推進のため、助言を行った内容を校内で共有し、他の児童生徒への指導に生かしていただくことを目指しています。

特別支援学校においては、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ること。

特に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の要請に応じて、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒のための個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の策定などへの援助を含め、その支援に努めること。

(平成19年4月1日付け 19文科初第125号 文科省通知より)

この通知及び学校教育法第74条が根拠となり「特別支援学校のセンター的機能」といいます。

### ポイント



- ・対象は、公立、私立を問わず、幼稚園等から小・中・高等学校の幼児、児童生徒及び教員、保護者です。
- ・児童生徒の障害に関する診断はできません。



## ◎相談の方法には電話相談、来校相談、派遣相談の3種類あります。

○相談の窓口は本校教頭です。お気軽にご相談ください。

- ・電話相談の場合は、特別支援学校のコーディネーターが対応します。
- ・来校相談の場合は、事前に連絡をいただければ依頼内容に応じて、教頭、部主事、コーディネーター等が対応します。
- ・派遣相談は、電話にて本校教頭が依頼を受け、特別支援学校のコーディネーターが対応します。



# ◎派遣相談の依頼を行う場合は、一度校内で支援方法を検討してから御連絡ください。

## ら御連絡ください。

○以下の手順を踏まえて、御連絡ください。

- 1 チェックリスト（県教育センターホームページに掲載）等により、複数の職員で実態把握を行う。
- 2 以前の相談歴（本人及び他の児童生徒）を参考に、どのような支援が必要か、校内で検討する。
- 3 個別の指導計画等を作成。
  - ※ 簡易なものでもよい。（実態が記載された上で、どのような場面で、どのような配慮・支援を行うか、などが記載されていればよい。）
  - ※ 保護者の了承が取れれば、個別の教育支援計画を作成
- 4 個別の指導計画、個別の教育支援計画等に基づき、一定期間、指導・支援を実施。
- 5 校内委員会で、効果的だった指導・支援の方法を全職員で共有。
- 6 効果が上がらない場合は、派遣相談を依頼。

### ポイント

- ・障害特性に応じた支援内容等を校内で共有していくことが目的ですので、同じような特性の児童生徒に関する派遣相談を、複数回実施することは好ましくありません。
- ・原因の究明（障害の有無や家庭環境）ではなく、具体的な支援方法を考えましょう。
- ・県教育センターホームページは以下のアドレスです。

[http://www.edu-c.pref.nagasaki.jp/?page\\_id=21](http://www.edu-c.pref.nagasaki.jp/?page_id=21)



長崎県教育センター  
Nagasaki Prefectural Education Center

▼特別支援教育の部屋

- 特別支援教育の部屋(政島の杜:外部サイト)

▼特別支援関係資料・刊行物

- 県立高等学校における通級による指導の手引き 基礎編(H30.4)
- 県立高等学校における通級による指導の手引き 実践事例 Q&A編(H30.4)
- 特別支援学級及び通級指導教室教育課程編成の手引(H30.4)
- 高等学校における特別支援教育の充実に向けた組織的な取組(H29.3)
- 個別の教育支援計画Q&A(特別支援学級用)(H29.3)
- 個別の教育支援計画Q&A(通常の学級用)(H28.3)
- 高等学校における特別支援教育ガイドブック(実践研究編)(H27.3)
- 特別支援教育支援員サポートブック(H25.3)
- 高等学校における特別支援教育ガイドブック(実践編)(H24.3)
- 特別支援教育コーディネーターハンドブック(H23.3)
- 障害のある子どもの教育活動で配慮すること
- 高等学校における特別支援教育ガイドブック(基礎編)(H22.3)
- 個別の教育支援計画作成の手引(H19.3)
- すぐに使える校内ヒント集
- 気になる子どもを支援する先生方のために-教育相談Q&A-(H18.3)
- 通常学級の特別な教育的支援を必要とする児童生徒がいきいきと活動できる学級経営・指導の在り方
- 学習及び行動において指導上特別な配慮を要する児童生徒の実態把握表
- 見え方に困難のある子どもへの教育的支援の手引き(H18.3)
- 特別な教育的支援を必要とする子どものサポートマニュアル(H17.10)

### 実態把握表の一部

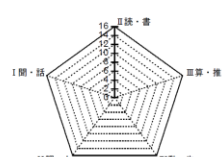
| IV 動作・生活   | 点数 | V 自己調整・対人関係  | 点数 |
|--|----|--|----|
| 1 歩・走・跳の運動などの動きがギクシャクしていて、なめらかさに欠ける。(注:転倒経路、歩行時注意) |    | 1 授業中、机や机をガタガタさせたり席を離れるなど落ち着きがない。                  |    |
| 2 ボール運動が苦手である。(注:ボール投げ、ボール蹴り)                      |    | 2 まわりのちよつとした音やものに対して過剰に反応し、視線に集中することができない。         |    |
| 3 パラソルをとる運動が苦手である。(注:投げたボールの回収)                    |    | 3 授業中、長い時間ぼんやりしていることが多い。                           |    |
| 4 ダンスや体操などを、模倣したり覚えたりすることが苦手である。                   |    | 4 ゲームを考えずに危険な行動をし、結果を考慮しない行動が多い。                   |    |
| 5 楽器の演奏や音楽の拍子をとるのが苦手である。                           |    | 5 乱暴な行動が多く、友達とのトラブルを起こしやすい。                        |    |
| 6 手先を使う動作が苦手である。(注:鉛筆の持ち方、字の書き)                    |    | 6 ゲームに負けるなどいやなことがあると、席を離れたりする。                     |    |
| 7 方向や場所の概念ができあがっていない。(注:道に迷い、前後の区別がつかない)           |    | 7 他人の思いや感情を考慮して行動することが難しい。(注:学校では話しかけず、自分だけの行動が多い) |    |
| 8 整理整頓が苦手である。(注:時刻の正確な確認が難しい、時計の読み取りが難しい)          |    | 8 場にとくわぬ行動が見られる。(注:授業中に話しかけたり、授業中に席を離れたり)          |    |

点数の小計 ( ) 2点をつけた項目数 ( )      点数の小計 ( ) 2点をつけた項目数 ( )

< 評価方法 >

○評価点・・・各領域の点数の小計  
○ポイント・・・10点から評価値を引いた点数  
○2点項目・・・各領域の中で2点をつけた項目数

領域ごとのポイントを欄でつないでプロフィールを作成してください。



## ◎発達検査のみの依頼を受けることはできません。

○本校の教育相談で行う発達検査は、対象児童生徒の発達の偏り、特性の傾向をみるためのものであり、IQを出したり、障害の有無を判定したりすることを目的とはしていません。

- 発達の偏りをみることにより、特性に応じた学習の方法や生活上の配慮について助言を行うことを目的として検査を実施します。
- 検査は小・中学校長の依頼により実施しますので、報告は学校長へ対して行います。

### ポイント



- 初見で発達検査は実施しません。
- 教育措置の変更（特別支援学級、特別支援学校など教育の場の変更）の判断について、特別支援学校では相談を受けることはできませんので、市教育委員会へ御相談ください。

## ◎派遣相談を依頼する場合は、次の手順になります。

### 1 特別支援学校へ電話連絡

○依頼元の学校（主に教頭）から特別支援学校教頭へ電話連絡

【伝える内容】

- 児童生徒の氏名、学年、性別
- 担任名
- 主訴
- これまでの相談歴及び支援内容
- 保護者の承諾の有無
- 個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成の有無
- 相談対応窓口の担当者名（主にコーディネーター）

### 2 「教育相談資料」の送付（ひな形は島原特支HPに掲載）

- 依頼元の学校から特別支援学校長あてに親展で送付

### 3 派遣日の調整及び打ち合わせ

○特別支援学校コーディネーターから依頼元学校窓口（主にコーディネーター）へ電話連絡

- 日程調整
- 主訴の聞き取り
- 相談手順の確認

- 4 「派遣依頼書」の送付（ひな形は島原特支HPに掲載）
  - ・特別支援学校長あてに親展で送付
- 5 派遣相談の実施
- 6 相談結果をもとに、校内委員会の開催
- 7 支援の実施
  - 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成、もしくは見直し
- 8 派遣相談後の様子確認
  - 相談実施後、支援案の妥当性など、特別支援学校コーディネーターから聞き取り
  - ・必要に応じて継続相談

特別支援教育に即効性はありません。地道な実践の積み重ねが大切です。子ども一人一人の教育的ニーズが異なるからこそ、教職員が知恵を出し合い、共有していくことが重要です。

微力ながら私たちのお手伝いが、子どもたちの健やかな成長につながることを祈っています。

相談窓口 教頭 岡田健治

【小・中学部】 〒855-0043 長崎県島原市新田町 562

TEL0957-64-4463 FAX0957-64-4466

<http://www2.news.ed.jp/section/shimabara-ss/index.html>

## ～検査について～

発達検査で主なものに、WISC-IV（ウィスク フォー）と田中ビネー知能検査V（ファイブ）があります。

現在、特別支援学校のセンター的機能で主に実施している検査はWISC-IVです。

### WISC-IVの特徴

- ・10の基本検査と5の補助検査で構成されており、子どもの発達を、全検査IQと4の指標得点（言語理解、知覚推理、ワーキングメモリー、処理速度）でみます。
- ・指標の偏りによって、子どもの特性を把握し、支援につなげます。  
言語理解指標：言語理解、知識、概念化  
知覚推理指標：視覚的な問題解決、情報処理能力  
ワーキングメモリー指標：新たな情報を記憶、短期記憶に保持、処理する能力  
処理速度指標：複数の情報を処理する能力

例) ワーキングメモリーだけが他の指標よりも低い場合

- ・聞いた情報を一時的にとどめ、その情報を操作する力が弱い→口頭の指示が伝わりにくい  
⇒口頭の指示は短く簡潔にしたり、視覚的な補助手段（メモ等）の活用を指導したりする。

### 田中ビネー知能検査Vの特徴

- ・1歳級～13歳級、成人級と年齢ごとの検査問題で構成されており、検査結果は全て年齢基準と結びつけて評価され、精神年齢（MA）と知能指数（IQ）が算出されます。
- ・検査問題を個々の因子に分析せず、知的な発達水準を包括的に把握するため、個人内の発達の偏りを見ることはできません。
- ・就学相談時に就学相談員が行う検査です。
- ・就学相談員として特別支援学校の教員が行う場合がありますが、その場合は、県教育委員会からの依頼に基づいて行われています。
- ・知的障害の有無はIQの数値だけでは判断できないため、S-M社会能力検査なども同時に行い、本人の学習上、生活上の困難さも考慮して判断します。

一度検査を行ったら、3年間程度、同じ検査を行うことはできないので、検査の結果については大切に活用していただきたいと思います。